

令和6年度西部圏域「給食施設状況報告書」集計結果(概要)

令和6年7月鳥取県西部総合事務所米子保健所

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設等は、県に届出を行うことになっており、給食施設における栄養管理等の状況を把握するため、届出があった給食施設には、毎年6月1日時点の状況を報告するよう依頼しています。

令和6年度に提出された報告について、主な項目の栄養管理状況をまとめました。

鳥取県西部における給食施設の状況 [令和6年6月1日時点]

- 給食利用者のために非常食を備えている施設は117施設、全体の約73.6%であった。
- 介護老人保健施設は85.7%、老人福祉施設は91.3%の施設が個人別給与栄養目標量を設定していた。
- 届出のある全ての病院に管理栄養士が関わるチーム医療があり、多い順に「褥瘡」が全施設、「NST」が13施設にあった。※「NST」=栄養サポートチーム：患者に最適な栄養療法を提供することを目的とした医療チーム
- 目標量と給与栄養量の比較をしている施設の割合は、学校・給食センターが50.0%、保育所・幼稚園・認定こども園が約52.8%、個別の食物アレルギーへの配慮をする施設の割合は、学校・給食センターが100%、保育所・幼稚園・認定こども園では93.1%であった。

届出施設数

	学校	病院	介護老人保健	老人福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	自衛隊	その他	合計
特定給食施設※2	17	15	9	14	48	2	0	2	1	108
その他の給食施設※3	1	4	5	9	24	5	1	1	1	51
合計	18	19	14	23	72	7	1	3	2	159

※1 令和2年度から以下の変更点があった。

- (1) 施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合には給食施設の対象となる。
- (2) 同一敷地内に施設の種類や利用者（特定給食施設を利用して食事の提供を受けるものをいう。）の特性が明らかに異なる施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の給食施設として届出を行う。
ただし、複数の施設のうち、提供食数が1回50食未満または1日100食未満の施設については、給食施設を所有する施設と栄養管理の内容及び実務責任者が同一の場合、当該施設の給食を含めて届け出ることができる。
- (3) 種類に介護医療院が追加された。

※2 特定かつ多数の者（1回100食以上又は1日250食以上）に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第5条で定めるもの。

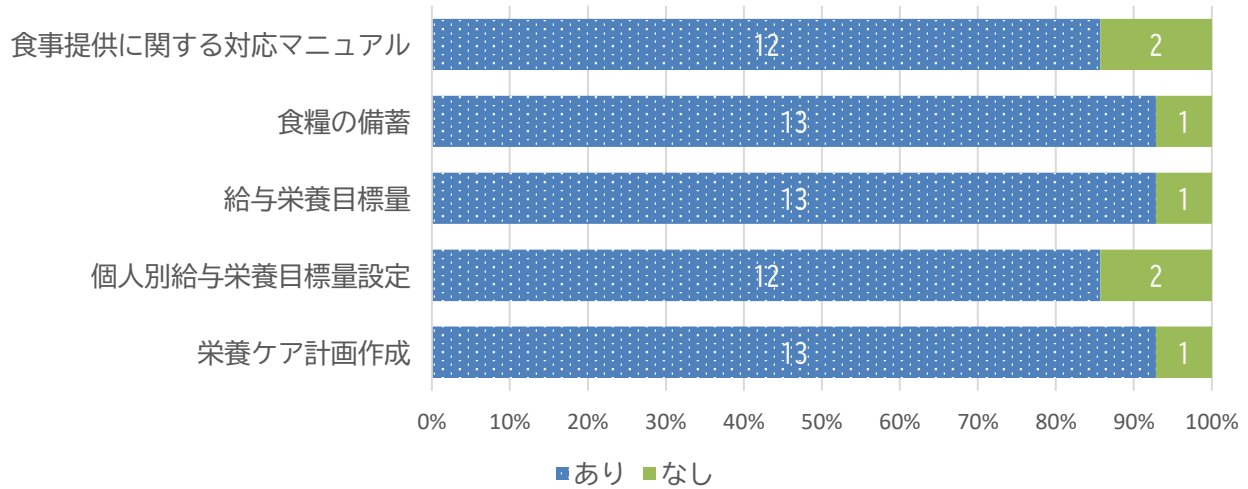
※3 特定かつ多数の者（概ね1回50食以上又は1日100食以上）に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設を除く）。

非常時の備えについて

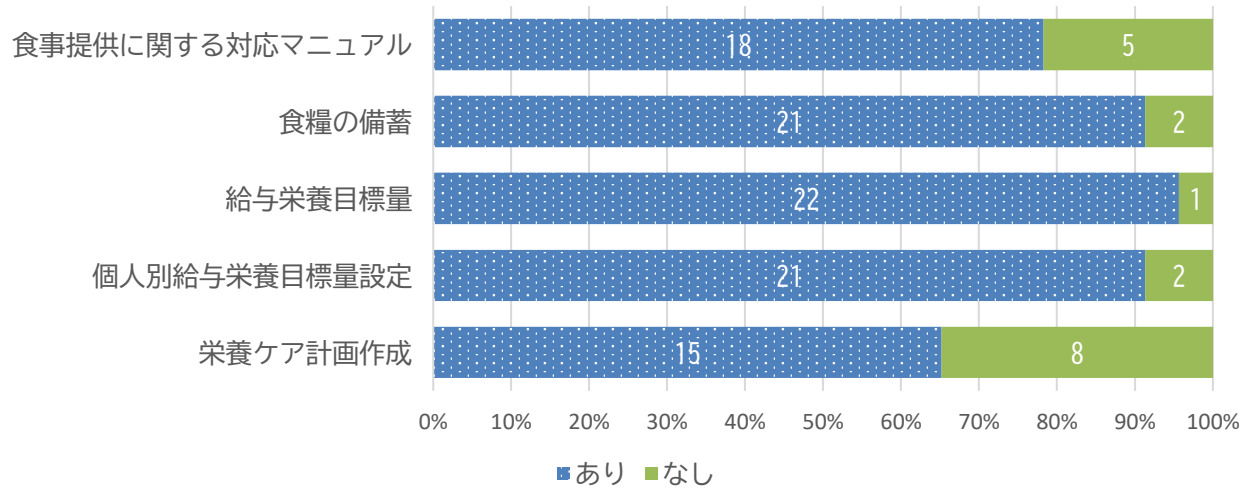
	学校	病院	介護老人保健	老人福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	自衛隊	その他	合計
食糧の備蓄あり	13	18	14	20	45	5	0	2	2	119
食糧の備蓄なし	5	1	1	3	27	2	1	1	0	41
合計	18	19	15	23	72	7	1	3	2	160
備蓄ありの割合(%)	72.2	94.7	93.3	87	62.5	71.4	0	66.7	100	74.4

施設の種類ごとの集計結果

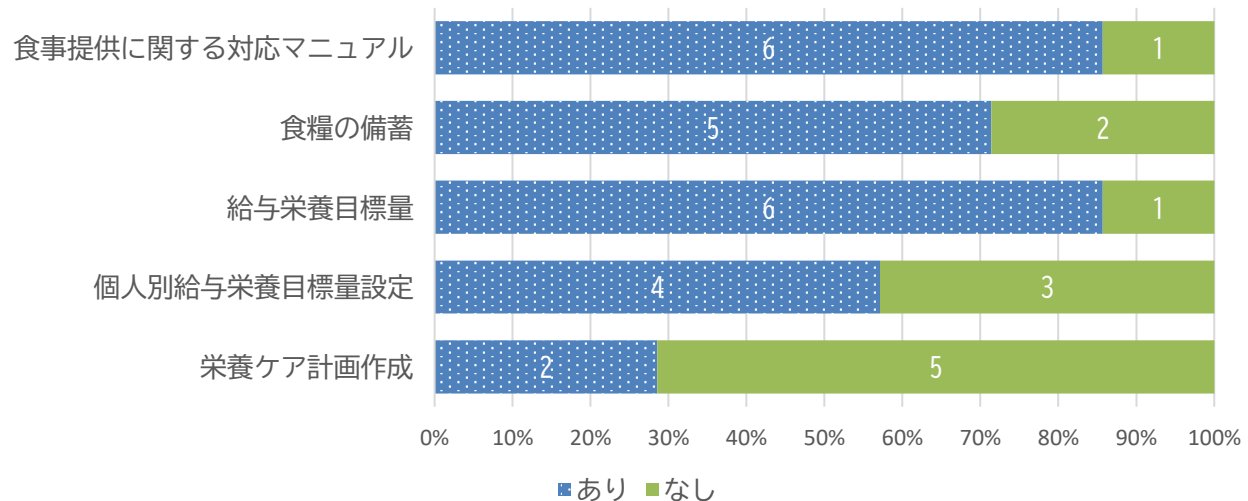
介護老人保健施設 14施設

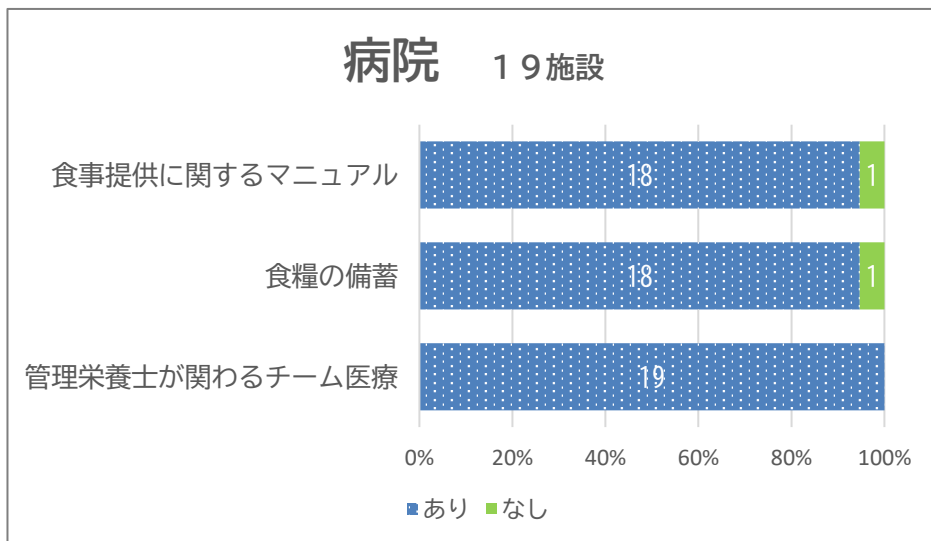


老人福祉施設 23施設

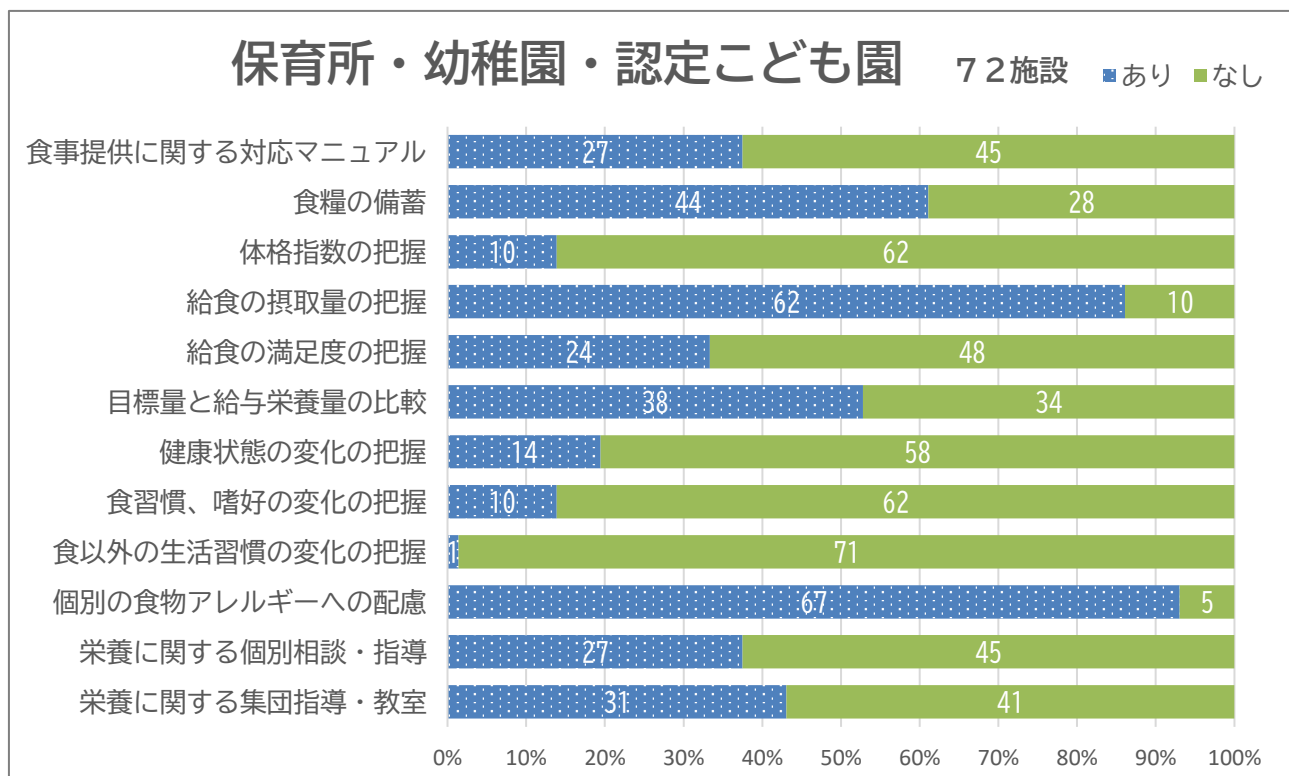
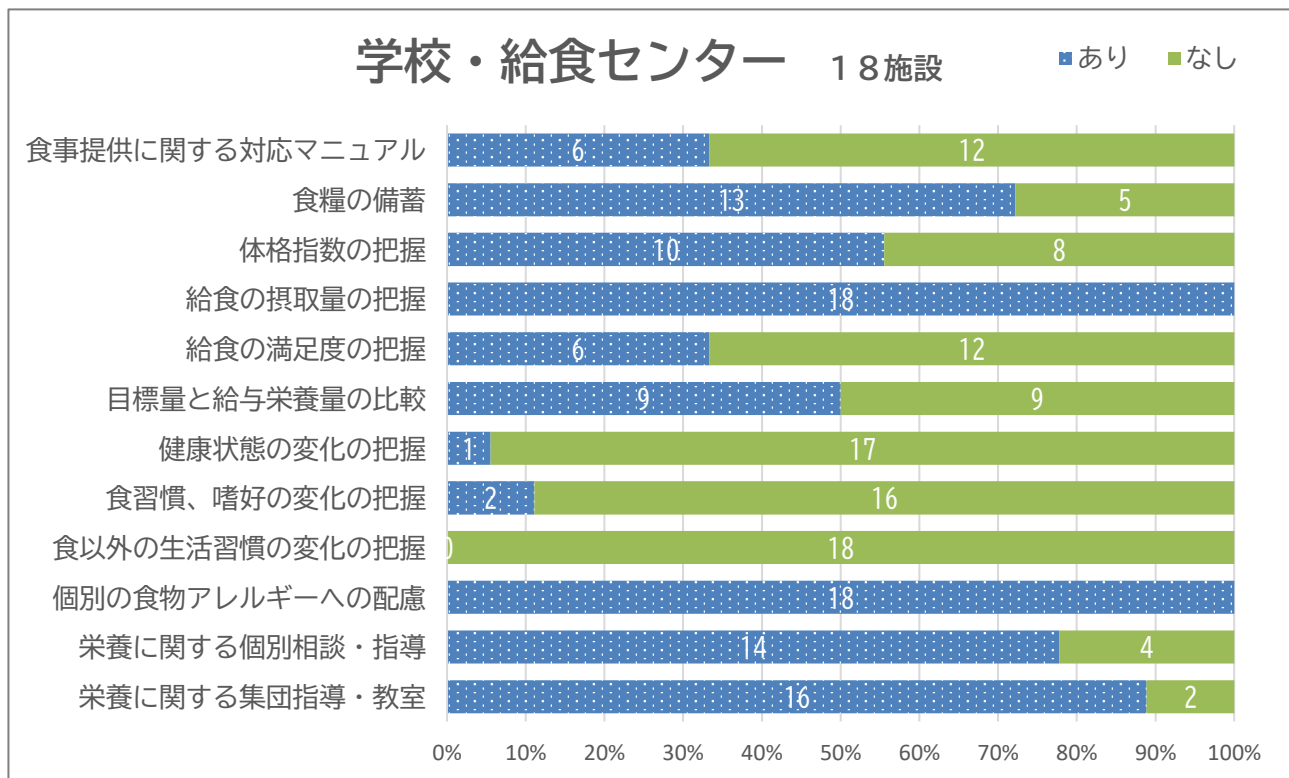


社会福祉施設 7施設





チーム医療の内容	回答数
褥瘡	19
NST	13
その他	12
院内感染対策	5
糖尿病ケア	5
医療安全	4
緩和ケア	3
摂食嚥下	3
心臓リハビリ	2
リハ栄養	1
がん対策	1
骨髄移植	1
腎臓病	1
心不全	1
肥満治療	1
認知症ケア	1
TSA	1



事業所・自衛隊・その他 6施設

